

回 答 書

(石巻南浜津波復興祈念公園)

No	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
1	(石巻市編) 【石巻南浜津波復興祈念公園維持管理基準図】 (12/15)	4丁目北広場の清掃回数が5回・2回になっていますが、別記2-1の回数は5回・3回となっています。どちらが正しいでしょうか。	○四丁目北広場便所の清掃回数は、別記2-1に記載の5回/週（繁忙期）3回/週（閑散期）が正しいです。
2	(石巻市編) 【石巻南浜津波復興祈念公園維持管理基準図】 (12/15)	トイレ清掃の頻度について、公園における繁忙期および閑散期の期間は、それぞれいつからいつまでと設定されていますでしょうか。	○繁忙期については4月から10月まで、閑散期については11月から3月までとしております。
3	(石巻市編) 【石巻南浜津波復興祈念公園維持管理基準図】 (8/15)	慰霊碑の芝草刈りの管理回数が年6回から年4回に減る理由についてご教示ください。 芝刈の回数を減らすと芝の徒長によって、慰霊碑周りの景観が維持できないと料します。	○「慰霊碑の芝草刈りの管理回数が年6回から年4回に減る理由」については、本指定管理業務の仕様書等に記載のない作業数量との比較に対する見解であり、本質問は回答対象となりません。 ○参考として、他の公園の実績等を考慮し、薬剤除草の併用により機械除草回数の削減を見込んでおります。
4	(共通) 【石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準】 (別記2-1)	樹林地管理項目の国エリアについてですが、『静砂垣撤去』と『間伐』の数量がゼロになっています。 他の国エリアの項目には数量が記載されているため、こちらにも数量があると思料しますが、数量の記載漏れではないでしょうか。	○国エリアの数量は参考としての表記となりますが、現時点で実施予定はありません。
5	(共通) 【石巻南浜津波復興祈念公園維持管理基準図】 (9/15)	杜づくりの手引書（令和6年12月16日説明会開催）の24ページ「間引き回数（目安）」で間引く本数は約半数とされています。県・市の基準図における本数との相違についてご教示ください。	○本指定管理業務の仕様書等ではない資料における作業数量との比較に対する見解であり、本質問は回答対象となりません。
6	(共通) 【石巻南浜津波復興祈念公園官民共同事業 代価表】 (別記3)	静砂垣撤去の代価表で、令和5年11月3日に実測して算出・確認しました歩掛表では、普通作業員がチェーンソーで撤去する数量は0.63日、普通作業員が手ノコで撤去する数量は0.77日で設定されていますが、今回示された代価表では、軽作業員で0.63日となっています。 軽作業員はチェーンソーが使えないため、数量は0.63日ではなく0.77日ではないでしょうか。 もし、数量を0.63日とするならば、チェーンソーの使用が必要となるので、軽作業員ではなくチェーンソーが使える普通作業員であるべきではないでしょうか。	○契約中の指定管理者が算出した歩掛を参考に決定しております。なお、官民協働事業に係る作業においては、チェーンソーの使用を指定しておりません。なお、「令和5年11月3日に実測して算出・確認しました歩掛表」については、本指定管理業務の仕様書等ではありません。
7	(石巻市編) 【石巻南浜津波復興祈念公園維持管理基準図】 (9/15)	樹林地管理の回数が1～2回とありますが、別記2-1では1～3回とあります。 どちらが正しいでしょうか。	○慰霊碑周辺の樹林地管理としての下草刈が3回/年となっていることから、別記2-1では1～3回/年と表記しております。
8	別紙1「石巻南浜津波復興祈念公園の維持管理運営に関する業務仕様書」 (宮城県)	第35 官民協働事業 2 参加型運営協議会が行う作業に係る対価については、別記3「石巻南浜津波復興祈念公園官民共同事業代価表」事前に宮城県と協議すること とありますが、これは、石巻市の同仕様書における以下の文脈と同じと理解してよろしいでしょうか。 2 参加型運営協議会が行う作業に係る対価については、「別記3 石巻南浜津波復興祈念公園官民協働事業代価表」を参考に算定し、事前に市と協議した上で指定管理者から参加型運営協議会へ支弁するものとする。	○お見込みのとおりです。
9	「募集要項（共通編）」	第3申請手続（4）提出部数 において、「添付書類をすべて含め、正本1部、副本9部」とありますが、副本は、事業計画書以外の書類もすべて含めるという理解で間違いはないでしょうか。	○お見込みのとおりです。
10	「募集要項（石巻市編）」および別紙7（市）、別紙9（県） 「石巻南浜津波復興祈念公園管理運営収支見込額」（令和8～12年度）	募集要項P.4「第4 管理に要する経費 3 修繕費」において、「各年度の修繕費は90万を見込んでいる」と記載があります。一方、別紙7（市）別紙9（県）石巻市の収支見込額の額はそれ以上の金額になっています。どちらの金額が正しいでしょうか。	○別紙「工作物修繕工」の収支見込額（市）には、修繕費及び遊具点検工が含まれています。
11	別紙1「石巻南浜津波復興祈念公園の維持管理運営に関する業務仕様書」 (県・市)	「第21 間伐作業」において、「2 杜づくり指導者は、国、県、市が了承した者を認定することとし、認定に関する諸手続きは、指定管理者が行うものとする」とありますが、認定手続きはどのような形を想定されているでしょうか。 また、杜づくり指導者の候補者の選定は、国、県、市が行うという理解でよいでしょうか。	○所定の講習会を受講した者を「杜づくり指導者」に認定することとし、その受講者には認定書等を発行することを想定しています。なお、詳細な手続きの方法については、現在、国・県・市で協議中です。 ○杜づくり指導者の候補者の選定については、国・県・市が行う予定としています。

No	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
12	別紙1「石巻南浜津波復興祈念公園の維持管理運営に関する業務仕様書」(県・市)	「第27 調査等」において、石巻市の調査項目の中に「3 指定管理者は市が指示する期間中、市が貸与する機器を使用し、市が指示する内容に従って放射線量の測定を行うこと」とありますが、調査目的、調査頻度、貸与機器などの詳細をご教示ください。	○現時点で放射線量の測定期間を設定する予定はありませんが、測定する必要が生じた場合、詳細について協議することとします。
13	別紙1「石巻南浜津波復興祈念公園の維持管理運営に関する業務仕様書」(県・市)	「第35 官民協働事業」は、「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準」で定められた実施数量の一部を参加型運営協議会に依頼するという理解で間違いないでしょうか。それとも、定められた実施数量は管理者の方で実施し、それに追加して依頼できるということでしょうか。 「2 参加型運営協議会が行う作業に係る対価については、「別記3～」を参考に積算し、事前に県(市)と協議した上で指定管理者から参加型運営協議会に支弁するものとする。」とありますが、参加型運営協議会は会計機能を有していないので、参加型運営協議会の代表団体に支弁してもよろしいでしょうか。 また、芝生管理、樹林地管理の作業は、実施できる方が限られてしまうので、協議をして、軽作業員程度で実施できる作業(例：園地清掃など)に変更することは可能でしょうか。	○「会計機能」の定義が不明ですが、参加型運営協議会から指定された団体に支弁することは問題ありません。なお、費用等については、指定管理者と参加型運営協議会との契約行為に基づき支弁することになります。 ○芝生管理、樹林地管理の作業は、軽作業員が実施できる作業を想定しております。
14	別記2-1「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準【補足】」および別記2-2「同管理の基準【補足】」(県・市)	別記2-2管理の基準【補足】において記載のある「樹木管理・枯損木処理」が、別記2-1管理の基準に記載がありません。どちらの表記が正しいでしょうか。	○樹木管理・枯損木処理については、当該作業が発生する可能性が不確定のため、別記2-1管理の基準には記載していません。ただし、当該作業の予算を確保していることから、枯損木が生じた場合には、当該作業を実施願います。
15	別記2-2「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準【補足】」(県・市)	光熱水費の数量について、国・県・市の数量が一律で1式となっていますが、積算方法に国負担や県負担と記載がある項目は、国負担、県負担のみ1式という記載になるのではないのでしょうか。(それ以外は1式の記載を削除した方がよろしいのではないのでしょうか。)	○お見込みのとおりです。
16	別記2-2「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準【補足】」(県・市)	石巻市の実施数量の中で、芝生管理工に「芝生施肥」「除草剤散布」、草地管理に「除草剤散布」の項目が追加されていますが、それぞれ指定の肥料や薬剤はございますか。	○いずれも指定ではありませんが、「芝生施肥」については化成肥料(8-8-8等)、芝生管理工の「除草剤散布」については茎葉処理型除草剤(シバゲン及びMCPの混合等)、草地管理の「除草剤散布」については土壌処理型除草剤(プロサルト等)を想定しております。
17	石巻市 別図1-1「芝生管理工対象区域図」	3連トラクタモアは、大型草刈り機(モア)の一種で、トラクターに牽引して使い、3つの刈りユニットが横並びになっている機械であると認識しております。機械にもよりますが、作業幅は通常3～6m程度で、狭い通路では扱いづらく、樹木やベンチ、標識などがあると回避が難しい機械です。「公園緑地の維持管理と積算(改訂5版)」では、「おおむね10,000㎡以上の大面積で、障害物のない平坦な芝生地に適用する」と記載があります。図面で赤色塗になっている3連トラクタモア2回刈込箇所や、灰色塗になっている3連トラクタモア4回刈込箇所は、幅が狭い箇所や樹木や看板がある箇所も含まれているため、本機械での施工は物理的に適さないと考えます。適切な施工機械での基準設定、積算をお願いします。	○3連トラクタモアにより作業を想定している範囲については、概ね作業幅が3m以上となっていることから、作業は可能であると判断しております。なお、実際の作業にあたり使用機材を指定しているものではございません。
18	宮城県別紙3、石巻市別紙3「休園日及び開園時間等一覧表」	4月～9月の開園時間が宮城県では「午前9時から午後6時」ですが、石巻市では「午前8時から午後6時まで」となっております。開園時間が違いますがどちらが正しいでしょうか。	○「午前9時から午後6時」となります。
19	宮城県、石巻市別記2-1「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準」、宮城県、石巻市「石巻南浜津波復興祈念公園建物清掃工対象施設図」	別記2-1「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準」において四丁目広場の便所清掃の回数が3～5回/週、一丁目広場の便所清掃の回数が1～2/週となっておりますが、宮城県の「石巻南浜津波復興祈念公園建物清掃工対象施設図」には四丁目北広場の便所清掃の回数が毎日、一丁目広場の便所清掃が毎日となっております。石巻市「石巻南浜津波復興祈念公園建物清掃工対象施設図」では四丁目北広場の便所清掃の回数が週5回(繁忙期)、週2回(閑散期)、一丁目広場の便所清掃が週2回(繁忙期)、週1回(閑散期)となっております。どの数量が正しいのでしょうか。また、繁忙期と閑散期はそれぞれいつを想定しているのでしょうか。	○四丁目北広場便所の清掃回数は繁忙期5回/週及び閑散期3回/週、一丁目広場便所の清掃回数は繁忙期2回/週及び閑散期1回/週が正しいです。 ○繁忙期については4月から10月まで、閑散期については11月から3月までとしております。

No	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
20	宮城県・石巻市共通編 「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理業務実施計画」、宮城県、石巻市 「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準」	水質調査の回数について、宮城県・石巻市共通編の「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理業務実施計画」によると延べ数量が1回/3ヵ月とありますが、宮城県と石巻市の「石巻南浜津波復興祈念公園維持管理の基準」を見ると1回/6ヵ月となっております。実施頻度に違いがありますがどちらが正しいのでしょうか。	○（公園全体として）四半期に1回行うことを示しています。（年4回実施していただくにあたり、県2回、市2回の費用であることを示しています。）
21	宮城県「別紙1 石巻南浜津波復興祈念公園の維持管理運営に関する業務仕様書」	第4章施設管理（予防保全）のなかに「指定管理者は、第1項の点検の結果、第2項に基づき自らが修繕できない異常のある施設については、その概算修繕費も含め、6月末までに東部土木事務所へ報告する。」とありますが、当該年度の7月以降に異常が判明した場合は次年度の6月末までに報告するという理解で良いのでしょうか。	○お見込みのとおりです。ただし、7月以降に異常が発見された場合は、報告漏れ防止のため、都度、県及び市に報告願います。
22	石巻市「別紙1 石巻南浜津波復興祈念公園の維持管理運営に関する業務仕様書」	第4章施設管理（予防保全）のなかに「指定管理者は、第1項の点検の結果、第2項に基づき自らが修繕できない異常のある施設については、その概算修繕費も含め、8月末までに市へ報告すること。」とありますが、当該年度の9月以降に異常が判明した場合は次年度の9月末までに報告するという理解で良いのでしょうか。	○お見込みのとおりです。ただし、7月以降に異常が発見された場合は、報告漏れ防止のため、都度、県及び市に報告願います。
23	仕様書祈念公園の目的と仕様書の不一致の修正依頼 「第3 施設の目的」の基本理念・基本方針に掲げられている人の絆、追悼、教訓等を、審査内容や仕様書に追加した方がよい	「第3 施設の目的」の基本理念・基本方針に掲げられている人の絆、追悼、教訓等をどのように実現されますか？ 具体的には、以下の内容を審査内容や仕様書に追記いただくことで、より良い公園運営につながらないでしょうか？ < 具体的な修正依頼案① > ○審査項目・審査の視点及び配点表 （R8案） 1 計画内容を実現するための手法等の適格性 → 基本理念・基本方針を実現するための手法等の適格性 ○仕様書 （目的）第3 2 （R8案）施設の目的に沿って、安定した管理運営に努める → 「追悼が第一」を掲げる前例のない施設の目的に沿って、計画を適宜見直しながら、多様な主体により安定的に行う体制構築に努める （従事者）第8 5 （R8案）4で指定した業務に加え、参加型運営協議会及び構成団体への対応及び公園に関する広報及び市民協働関連の企画・調整を行う者を最低1人配置すること。 → 基本理念・基本方針の具現化業務にあたる者を最低1人配置し、「追悼が第一」を掲げる公園として基本方針実現のため活動する参加型運営協議会及び構成団体に対し、指定管理者自身が行う事業管理費を100と同等以上の助成や委託を充て、その企画調整を行うこと。 （自主事業の実施）第3 2 指定管理者は、宮城県の承認を得て、地域のふれあいの場として、公園を活用した自主事業を、自己の責任と費用により積極的に行うこと。 → 指定管理者は、参加型協議会と協働しながら、類例のない祈念公園として公園を活用した自主事業を、自己の責任と費用により積極的に行うこと。	○仕様書等の追記等の要望は、本指定管理業務の仕様書等への質問ではないことから、回答をお示しすることができませんが、基本理念・基本方針の実現のため指定管理者と適宜協議し、復興祈念公園としての管理運営に努めてまいります。

No	質 問 項 目	質 問 内 容	回 答
24	利用数減少現状と、基本方針に沿った指標の導入依頼 来訪者減少と目的不明確な運営が課題となっている中、数値指標の記載が全くないので、基本方針・理念に沿った指標を導入した方が良い。	震災伝承活動実績、市民活動拠点来訪数が祈念公園開園前より減少する中、基本理念・基本方針をどのように実現されますか？ 具体的には、以下の内容を仕様に追記いただくほか、参加型協議会にて設ける指標検討の場で協議させていただくことで、より良い公園運営につながらないでしょうか？ (R8案) (利用者アンケート等) 第28 指定管理者は、公園の管理運営に役立てるため、定期的にアンケート等を実施して利用者の満足度、要望等を把握し、その結果、対応策及び対応実績を四半期ごとに取りまとめること。 → (利用の促進・協働) 第28 指定管理者は、基本方針に従い参加型協議会及び構成団体と協働して、追悼目的の来訪者数、教訓伝承目的の来訪者数、市民活動拠点来訪者数について開園前と同等数以上の水準を目指すほか、専用WEBサイト・SNSでの発信数・アクセス数、来訪者安全確保のための避難訓練参加者数等の指標を市民団体と協議を経て設定し、年間利用者前年比5%増加に努めること。 2 参加型運営協議会登録団体の参画数10%増加と、25以上の協働企画実現に努めること。 3 公園の管理運営に役立てるため、定期的にアンケート等を実施して利用者の防災意識の向上、満足度、要望等を把握し、その結果、対応策及び対応実績を四半期ごとに取りまとめること。	○仕様書等の追記等の要望は、本指定管理業務の仕様書等への質問ではないことから、回答をお示しすることができませんが、基本理念・基本方針の実現のため指定管理者と適宜協議し、復興祈念公園としての管理運営に努めてまいります。
25	官民協働事業の不適切な記載の修正依頼 官民協働事業の当事者と事前協議がなく、これまでの「市民活動に利用」を恣意的に削除されているので、基本理念・基本方針を元に根本から見直した方が良い。	官民協働事業については、開園以来実現した実績もないまま、当事者とも未協議ですが、どのように実現されるイメージでしょうか？ 以下の内容を仕様書追記いただくことで、参加型協議会の目的である行政機関との連携・協働につながらないでしょうか？ (R8案) (官民協働事業) 第35 石巻南浜津波復興祈念公園の基本方針のひとつである「多様な主体の参画・協働の場を構築する」ため、芝生管理工及び樹林地管理の一部を官民協働事業で取り組むものであり、指定管理者は、市民活動を行っている参加型運営協議会と協議の上で管理範囲の一部を依頼することができる。 2 参加型運営協議会が行う作業に係る対価については、事前に宮城県と協議すること。作業に係る対価については指定管理者から参加型運営協議会へ支弁すること。 → 第35 石巻南浜津波復興祈念公園の基本方針の「追悼」「後世に伝承」「メッセージ発信」「来訪者の安全確保」「多様な主体の参画・協働」の実現のため、市民団体向けの助成公募に取り組むものであり、指定管理者は石巻南浜津波復興祈念公園予定地内で活動している市民団体で構成する参加型運営検討協議会と協議の上、募集要項を決定し、公募するものとする。 2 各団体への助成金については、事前に県・市および協議した公募要項に基づき、有識者の審査を経て、基本理念・基本方針に基づく各団体の活動へ指定管理者から支弁すること。 3 参加型協議会登録団体が官民協働事業を実施出来ない場合は、これまでの市民活動と同等以上の来訪者確保などの社会的なインパクトを創出する取組みを指定管理者が実施すること。	○仕様書等の追記等の要望は、本指定管理業務の仕様書等への質問ではないことから、回答をお示しすることができませんが、官民協働事業の円滑な活用について指定管理者と適宜協議してまいります。